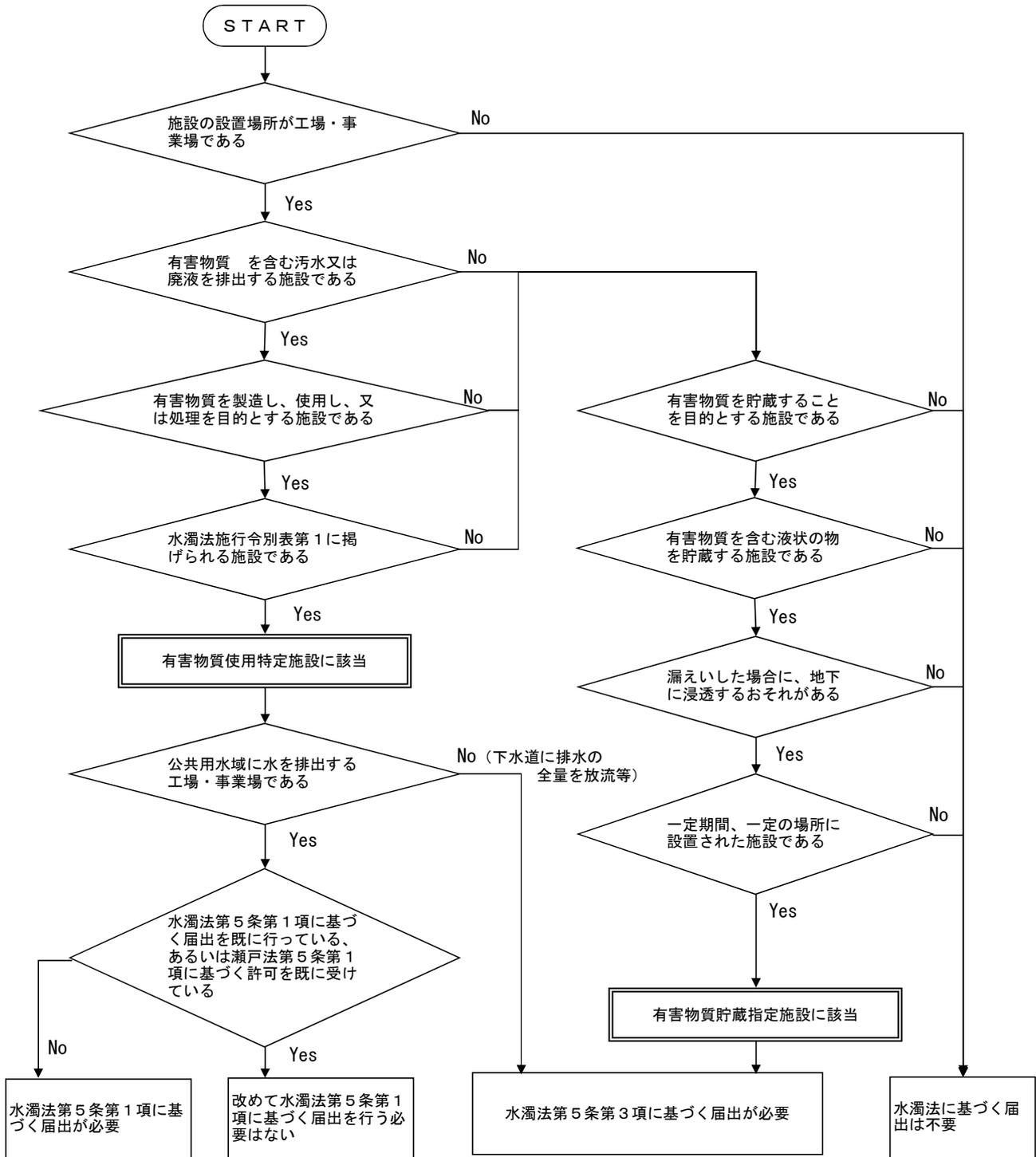


届出対象施設判定フローチャート

○本フローチャートは、平成23年の水質汚濁防止法の改正に伴い、平成24年6月の改正法施行時に届出が必要かどうかを判定するものです。



(注)「有害物質」とは、水濁法第2条第2項に規定する物質である。
 「有害物質」には、有害物質そのものの他、有害物質を含む水(液体)が含まれ、例えば有害物質を含む溶液、廃液等が該当する。ただし、漏えいした時点で気化するような有害物質は対象とならない。